

いじめ防止基本方針

見附市立田井小学校におけるいじめの防止等のための基本方針

令和 7 年 4 月改訂

見附市立田井小学校

0. はじめに

この見附市立田井小学校におけるいじめの防止等のための基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律 71 号、改訂後平成 28 年法律 47 号 以下「法」という。）第 13 条の規定、及び、「見附市いじめ防止等のための基本的な方針」（令和元年 6 月、令和 3 年 9 月、令和 5 年 12 月、令和 7 年 3 月改定）に基づき、本校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童（生徒）の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは、全ての児童（生徒）に関係する問題であり、どの児童にも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、本校の全ての児童を対象とし、学校の教育活動全体を通じたいじめの未然防止の具体的な取組を推進するとともに、いじめの早期発見、迅速かつ的確な対応に向けた具体的な対策について、学校全体で組織的かつ計画的・継続的に取り組む。

また、いじめ問題への取組の重要性について、保護者・地域へも認識を広め家庭、地域住民その他の関係者との連携のもと、いじめ防止等に係る取組を推進する。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

本校に、いじめの防止等に関する対策をより実効的に行うための組織（以下「組織」「委員会」という。）として、「いじめ問題等対策委員会」を設置する。

当該組織は、本校におけるいじめ防止等に係る指導や支援の体制構築、対応方針の決定、保護者及び関係機関等との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

(1) 構成員

校長、教頭、生活指導主任、養護教諭（必要に応じて各担任・担当者）、

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門機関

(2) 役割内容

- ア) 学校基本方針に基づく、未然防止などの取組の実施、進捗状況の確認、年間計画の作成・実行・検証・修正など
- イ) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録及び情報の共有
- ウ) 児童生徒や保護者・地域への意識啓発と情報発信等
- エ) 教職員の資質向上、意識啓発等に向けた研修などの企画と実施
- オ) いじめやいじめが疑われる行為等への相談、通報の窓口
- カ) 発見されたいじめやいじめの疑いがある事案への対応
- キ) 情報の迅速な共有、関係ある児童への時事関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の決定、保護者、関係機関等との連携など。

3 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

① 全校集会や学級活動等

- ・いじめの問題について触れ「いじめは決して許されないことであり、はやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない。」など、いじめに対する正確な知識を伝え、その知識をもとに正しく行動できる児童の育成と「いじめは許さない。」「いじめを見逃さない。」という雰囲気学校全体に醸成していく。
- ・いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する機会を設けるなど、児童自らいじめについて学び、未然防止の取組を行う。

例) いじめ見逃しゼロスクール集会、児童会・委員会の取組

② 道徳教育、人権教育及び同和教育の充実、読書活動や体験活動

- ・社会性や豊かな情操を養う取組を勧める。

③ 授業づくり

- ・児童一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりを行うとともに、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような授業づくりや集団づくりを行う。

④ 授業、学級活動、行事、総合的な学習の時間など

- ・児童一人一人が自他を理解し、よりよい人間関係を築くことができるように、お互いの心が通じ合う言葉づかいやコミュニケーション力、社会的スキルなどを育てる取組を行う。

⑤ 教育活動全体を通じて

- ・児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会の設定、自己有用感を高められるよう努める。

例) たてわり活動、全校活動、みつばプラン活動、中学校区の交流活動など

⑥ 情報モラル教育の充実

- ・インターネットを通じていじめに関与したり、トラブルが発生したりしないように情報モラル教育の充実を図るとともに、講習会を実施するなど保護者への啓発を図る。

⑦ 傍観者にならない取組

- ・アンケートや相談など、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。

⑧ 特に配慮が必要な児童について

- ・日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) 早期発見のための取組

① 定期的なアンケート（生活アンケート）等の実施

② アンケートによる個別の相談実施と充実

③ 生活ノート、自主学習ノート、連絡ノート等の活用

④ 相談、連絡窓口の設置と周知

⑤ 日頃からの児童の些細な変化、兆候への気付きと的確な関わり (校内研修等による、教職員の資質、力量の向上)

⑥ 保護者、地域からの情報の収集

(3) いじめへの対処（迅速かつ的確な対応）

① 組織的な対応による事実確認

- ・ いじめを受けた児童の不安を取り除き、継続的なケアを行う。
- ・ いじめを行った児童には、抱える問題やいじめの背景にも目を向け、教育的配慮のもと、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちをもてるよう指導する。毅然とした態度で指導を行う。
- ・ いじめを受けた児童の保護者への対応
- ・ いじめを行った児童の保護者への対応
- ・ その他の児童生徒への対応

② 市教委への報告、指導・支援による対応

- ・ 保護者、関係機関、専門機関と連携した対応

(4) いじめが解消している状態

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要が

ある。

- ・いじめにかかる行為が少なくとも3か月止んでいること。
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを、本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。

(5) 保護者・地域との連携及び意識啓発等

① 保護者・地域との連携による取組

ア) P T A 及び地域の活動によるいじめ防止等の取組の実施

イ) 地域コミュニティにおける「つながり交流部会」「安心・安全部会」「うるおい環境部会」との行動連携…地域との運動会、耳土のイルミネーション、合同草取りなど

ウ) 学校運営協議会において、自校の取組等の説明と課題解決に向けた対応策の検討

エ) 登下校見守り隊、学校支援地域本部、教育活動の協力者等からの定期的な情報収集

② 保護者・地域への意識啓発

ア) P T A 総会において、いじめの防止等に関する学校基本方針及び具体的な取組、保護者責務について伝え、意識啓発を行う。

イ) 保護者及び地域の方を対象とした、いじめ問題やネットトラブル等に関する研修(講演会等)を年間1回実施する。(みつけ子ども大学等の活用)

ウ) 「いじめ見逃しゼロスクール集会」を保護者及び地域住民の参加型での実施

(6) 関係機関等との連携

① 中学校区幼保小中の連携強化

※ 学期1回、小中連絡会を開催し、情報交換を行う。

※ 「中学校区教育を語る会」を開催し、情報交換を行う。

② 見附警察署、児童相談所、見附市青少年育成センター、長岡少年サポートセンター等との連携

③ 市町村教育委員会との連携及び支援

※ いじめ防止対策に資する情報の共有

※ 実施状況の検証、効果的な調査研究を行う等

4 重大事態への対応

(1) 重大事態について

重大事態とは、以下のようなケースを想定している

① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 など

② いじめにより、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。（「相当の期間」については、年間30日を目安としているが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も含む。）

③ 児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

※重大事態に該当するにも関わらず、対象児童・保護者が望まないことを理由として、重大事態として取り扱わないことは決してあってはならない。

（２） 平時からの構え

- ① 全ての教職員は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめ防止等のための基本的な方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」及び「生徒指導提要（改定版）」を理解しておく。
- ② 学校いじめ防止基本方針を、入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。いじめが犯罪行為に相当し得ると認められた場合には警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。
- ③ 「学校・いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく。
- ④ 重大事態ガイドラインのチェックリストを活用し、いじめ重大事態に対する平時からの備えについて適切に実施できているかを点検する。

（３） 重大事態発生時の対応

- ① 学校は重大事態の発生を直ちに見附市教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。
- ② 事案の事実関係を明確にするための調査を行う。

ア）学校が調査主体となる場合

- ・ 組織による調査体制を整える。（「校内重大事態対策委員会」）
- ・ 調査を始める前に、対象児童生徒・保護者への事前説明を行う。
（いじめ重大事態が発生したと判断した後と調査組織の構成や調査委員会等調査を行う体制が整った段階の２段階に分けて行う。）
- ・ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

- ・ いじめを行った児童・保護者へ調査結果を説明する。
 - ・ 作成した「重大事態調査報告書」を見附市教育委員会に提出し、調査結果について報告する。
 - ・ 見附市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
- イ) 見附市教育委員会が調査主体となる場合
- ・ 学校の設置者の調査依頼に必要な資料の提出など、調査に協力する。
- ③ 重大ないじめ事案やいじめが犯罪として取り扱われるべきと認められる事案においては、学校は警察に相談・通報を行う。

5 いじめ防止等の年間計画について

別紙「見附市立田井小学校における いじめ防止等のための年間計画」参照

6 取組の評価と学校基本方針の見直し及び修正

(1) 「取組評価アンケート」等の実施

P D C A サイクルで取組を実施するとともに、「取組評価アンケート」等を活用し、定期的に取り組の評価と見直しを行う。

(2) 学校基本方針の見直しと修正

「取組評価アンケート」等の結果及び評価等に基づき、必要に応じて学校基本方針の見直しと修正を行う。

【参考】

○ いじめの定義（法の第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与えている行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○ いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

○ いじめ基本方針の策定（法の第13条）

学校は、国の基本方針又は地域基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ「学校いじめ防止基本方針」を定める。

○ 組織の設置（法の第22条）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする。

○ 保護者の責務等（法の第9条）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有する者であって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導やその他の必要な指導を行うよう努めるものとする。